

今後の感染拡大防止対策等について

1 市民への呼びかけ

- 感染防止対策の啓発や飲食店の夜間利用の自粛、外出自粛、不要不急の来庁自粛などに関する街頭宣伝やチラシ・ポスターの掲出による注意喚起を実施
- 感染防止対策の啓発や外出自粛などに関する市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitterによる配信及び市内大型ビジョンでの放映による注意喚起を実施[換気に関する注意喚起を強化]
- 大通公園・創成川公園における外飲み対策として、警備員による個別の声掛け、ベンチへの注意喚起表示に加え、園内スピーカーや看板等による注意喚起を実施

2 市有施設

- 原則休館（市民生活に極めて重大な支障が生じる施設及び予約済みであって延期等の対応が極めて困難な場合を除く。）

3 事業者関係

- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後8時以降の夜間消灯の協力依頼
- 札幌市テレワーク導入補助金「いますぐテレワーク特例枠」の実施
- コールセンター企業向け換気対策等支援金の実施[新規]

4 交通事業者関係

- 札幌市営地下鉄・路面電車の終電時間の繰り上げ

5 学校・保育施設関係

- 市立学校における修学旅行等の見合わせや部活動の原則休止
- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底、部活動の原則休止、原則オンラインによる授業の実施等を働きかけ
- 保育施設における家庭保育の協力依頼を実施

6 医療提供体制関係

- 自宅療養者に対する健康観察や診療体制などの更なる整備
- 第2入院待機ステーションにおける診療体制の更なる整備
- 妊婦の陽性患者への医療提供体制の更なる整備
- 抗体カクテル療法の投与体制の更なる整備

妊婦の陽性患者への医療提供体制

資料 5

令和3年9月10日
保健福祉局保健所

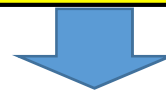
【妊婦の陽性患者への医療提供体制】

○入院体制の整備

- ・分娩対応可能な医療機関 2施設
 - ・妊娠週齢に応じた対応医療機関 7施設（1施設増）
- } 9施設

○感染が拡大した際にも、医療につながるよう外来診療体制の整備

- ・専門外来で診察可能な医療機関 4施設



【対応状況】

1 妊婦の感染者数の推移

- ・今年4月1日から9月8日まで累計 **118人**
- ・月別内訳は4月：9人、5月：**44人**、6月：12人、7月：9人、8月：**38人**、9月：6人
- ・妊婦の陽性患者（9/8現在）入院3人、自宅療養6人、宿泊療養0人

2 妊婦外来の受診状況

- ・7月21日から診察を開始し、7月の外来受診数は0人、8月は17人、9月は8日現在で4人となっており、**累計で21人**となっている。
- ・引き続き、産科的緊急処置が必要な妊婦を医療につなげる環境整備を進めていく

抗体カクテル療法の治療実績

資料 6

令和3年9月10日
保健福祉局保健所



早期投与によりハイリスク患者の重症化予防を期待
→ 中等症、重症の患者数を軽減していく

- ①市内のコロナ入院受入医療機関34病院中、32病院で登録済み
→ 20医療機関、162人に対し投与を実施済（9月3日時点）
- ②集中的に投与を担う医療機関の整備（要介護から役割転換）
5医療機関の協力により10床程度で投与
→ 肥満や糖尿病等、重症化リスクの高い入院患者に対する
投与を、8月23日から開始し36人に投与済み（9月3日時点）
- ③第1入院待機ステーションにおける投与体制の整備
→9月1日から開始。1日10人程度の受け入れを想定
→41人に投与済み（9月9日時点）

休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、依然として感染力が強いデルタ株の市中への広がりを受け、新規感染者数が高止まりしており、医療提供体制も厳しい状況にある。そこで、引き続き感染拡大の抑え込みを図るため、北海道の緊急事態措置適用の延長に基づき、知事が市内全飲食店等に対し、9月13日以降も休業や営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで(18日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場(変更なし)

(3) 要請内容(変更なし)

○休業・営業時間短縮

対象	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)	休業
酒類とカラオケ設備のいずれも提供しない飲食店等	営業時間短縮(午前5時から午後8時)

○都道府県知事が定める事項(アクリル板の設置等、施設の換気など)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり(変更なし)

➤ 中小企業⇒4万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

➤ 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで

3 要請期間と申請受付期間

	要請期間	申請受付期間
1	4月27日から5月11日	5月12日から8月31日
2	5月12日から5月31日	6月1日から8月31日
3	6月1日から6月20日	6月21日から8月31日
4	6月21日から7月11日	7月12日から8月31日
5	7月12日から7月25日	7月26日から8月31日
6	7月26日から8月26日	9月1日から10月31日
7	8月27日から9月12日	9月13日から10月31日
8	9月13日から9月30日	10月1日から(予定)

コールセンター企業向け換気対策等支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強いデルタ株の市中感染の広がりにより、感染拡大に歯止めがかかっておらず、特にコールセンターでは、クラスターが頻繁に発生している状況である。

本市ではこれまでも補助金・支援金の交付、職域接種の支援や感染対策講習会などを行ってきているところだが、より一層の感染拡大防止のため、各企業が行う換気対策等に対して支援金を交付する。

2 支援の概要

(1) 対象施設

札幌市内のコールセンターを運営する企業

(2) 対象経費

- CO₂測定器、空気清浄器などの換気対策に資する備品
- アクリル板間仕切りやパーティションなど飛沫感染を防止する備品
- その他感染対策に資する備品（非接触型体温測定&アルコール消毒器など）

(3) 協力支援金

- 支援金額/1企業当たり：10万円
- 採択枠：70社程度

(4) 申請受付開始日

令和3年9月21日（予定）

3 過去の補助金・支援金【R2.6～8、R3.4～6】

	【R2】札幌市コールセンター 感染防止対策補助金	【R3】札幌市コールセンター 感染症対策支援金
申請受付時期	令和2年6月15日～8月31日	令和3年4月12日～6月18日
補助額	経費の1/2（上限100万円）	従業者数に応じ、5万円～50万円
補助対象経費	パーティション、在宅勤務用PC等	アルコール消毒薬等の消耗品
実地調査	全件現地確認、口頭で助言等	対応済企業以外は、現地確認
申請数／執行額	35社／27,386千円	56社／10,650千円
財源	一般財源（企業立地促進費）	地方創生臨時交付金